平成２５年（フ）第４６３号
千葉県柏市南増尾６丁目７番５号　ディアコート104号
債務者　石井　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７１号
千葉県柏市南増尾４丁目３番21号
債務者　檜山　沙耶（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０１号
千葉県野田市桜の里３丁目33番地の７　メゾンセレッソⅢ102号
債務者　伊藤　喜章
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０２号
千葉県野田市桜の里３丁目33番地の７　メゾンセレッソⅢ102号
債務者　伊藤三重子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３３号
千葉県松戸市五香西１丁目９番地の４　ロフティルピナス206号
債務者　竹原　学徳
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目５番３号　ブリリアント弥生Ｂ５号
債務者　荒井　泰子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１０３号
茨城県日立市本宮町５丁目８番６号
債務者　水庭　玲子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０４号
茨城県日立市東大沼町４丁目23番３―201号
債務者　小宅　保子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１０５号
茨城県日立市河原子町３丁目19番11号、前住所茨城県日立市大みか町３丁目10番９号
債務者　永井　　博
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５７０号
千葉市若葉区小倉町1011番地　エスポワール壱番館102号
債務者　岩澤　忠重
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８０号
千葉県市原市勝間850番地
債務者　茂手木喜代美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７８２号
千葉市中央区旭町15番７号　コスモ花澤206号
債務者　渋谷　　壽
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９４号
千葉市花見川区横戸町1588番地37　コーポ高橋101号
債務者　小川　幹二
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０３号
千葉市若葉区みつわ台３丁目18番３号　パークみつわ台101号
債務者　飛田野由起男
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０４号
千葉市若葉区みつわ台３丁目18番３号　パークみつわ台101号
債務者　飛田野あけみ
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８０７号
千葉県市原市五井東１丁目５番地５　小倉ハイツ１―Ｅ
債務者　角田栄利香
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８２７号
千葉県船橋市栄町１丁目15番24号
債務者　川澄　達也
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係